

鳥取県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・5・8号滝山桜谷線及び3・6・4号立川甌山線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分

鳥取市岩倉字尺山地内

変更する部分

鳥取市卯垣五丁目、滝山、卯垣字ギトリ、岩倉字坂谷、字以後、字柏木、字犬島赤田及び字上樋掛地内

(2) 使用の部分

削除する部分

鳥取市岩倉字坂谷地内

変更する部分

鳥取市卯垣字ギトリ及び岩倉字尺山地内